

津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日津市上下水道事業訓第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号。以下「水道条例」という。）第 3 3 条及び津市工業用水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 3 1 2 号。以下「工業用水条例」という。）第 2 8 条の規定による遅延損害金の減免（遅延損害金を減額し、又は免除することをいう。以下同じ。）の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 水道条例第 3 3 条又は工業用水条例第 2 8 条の規定により遅延損害金を減免することができる特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 納付者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により著しい損失（保険金、損害賠償金等により補填されたものを除く。）を受けた場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (2) 納付者又は納付者と生計を一にする親族が病気又は負傷により、多額の医療費その他の経費（保険金、損害賠償金等により補填された経費を除く。）を要した場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (3) 納付者が失職し、又はその事業を廃止し、若しくは休止した場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (4) 納付者がその事業につき著しい損失を受けた場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (5) 納付者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による扶助を受けたとき。
- (6) 納付者が破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定により破産手続開始の決定を受けたとき。
- (7) 納付者の相続人が限定承認又は相続放棄をし、相続財産管理人が選任されたとき。
- (8) 納付者が民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定により更生手続開始の決定を受けたとき。

- (9) 納付者が身体の拘束を受けたため、水道条例第 22 条に規定する料金（以下「水道料金」という。）又は工業用水条例第 24 条に規定する料金（以下「工業用水の料金」という。）を納付することができなくなったとき。
- (10) 納付者が水道料金及び工業用水の料金の納付の告知があったことを知ることができない正当な事由がある場合で、やむを得ないと認められるとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めるとき。

（減免の期間）

第 3 条 遅延損害金の減免の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合 事実発生の日から 1 年以内
- (2) 前条第 6 号から第 8 号までに掲げる場合 納期限からそれぞれの手続が終了するまでの期間

- (3) 前条第 9 号から第 11 号までに掲げる場合 管理者が別に定める期間

2 前項各号の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金の減免の期間を延長することができる。

（減額の割合）

第 4 条 遅延損害金の減額をする場合における減額の割合は、10 割とする。

（減免の申請）

第 5 条 第 2 条各号に掲げる場合に該当するものとして遅延損害金の減免を受けようとする者は、遅延損害金減免申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて管理者に提出するものとする。ただし、管理者が申請書又は添付書類の提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第 2 条第 1 号に掲げる場合 罹^り災証明書、盗難届出証明書、交通事故証明書その他の財産の損失を受けたことを証する書類の写し
- (2) 第 2 条第 2 号に掲げる場合 医師による診断書、医療費の領収書その他の疾病にかかったこと等を証する書類の写し
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる場合 離職票、雇用保険受給資格者証、事業廃業届、商業登記簿の登記事項証明書その他の失業又は事業の廃止等の状態にあることを証する書類の写し
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる場合 事業に著しい損失を受けたことを証する書

類の写し

- (5) 第2条第5号に掲げる場合 生活保護受給証明書の写し
- (6) 第2条第6号に掲げる場合 破産手続開始決定通知書の写し
- (7) 第2条第7号に掲げる場合 相続財産管理人が選任されたことを証する書類の写し
- (8) 第2条第8号に掲げる場合 更生手続開始決定通知書又は再生手続開始決定通知書の写し
- (9) 第2条第9号から第11号までに掲げる場合 管理者が必要と認める書類

(減免の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による提出があった場合は、これを審査し、速やかに遅延損害金の減免の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による決定をしたときは、遅延損害金減免承認決定通知書（第2号様式）又は遅延損害金減免不承認決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、第1項の遅延損害金の減免の承認を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(減免の取消し)

第7条 管理者は、前条第1項の規定による遅延損害金の減免の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該遅延損害金の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する減免の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により遅延損害金の減免の決定を受けたとき。

2 管理者は、前項の規定による取消しをしたときは、遅延損害金減免承認決定取消通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

遅延損害金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市水道料金又は津市工業用水道料金の遅延損害金の減免を受けたいので、津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第 5 条の規定により申請します。

単位：円

遅延 減免を 損害 申請す る 金	年度	期別	料金の名称 (水道料金又は工業用水の料金)	水道料金の 額又は工業 用水の料金 の額	減免申請額
減免の理由	減免理由：津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第 2 条第 号 事実発生の日： 年 月 日				

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(次の欄は記入しないでください。)

事務 処理 欄	津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第2条 第 号に該当	
	確認資料	
	備 考	

第2号様式（第6条関係）

遅延損害金減免承認決定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました遅延損害金の減免については、津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第2条第 号に該当することから、次のとおり決定しましたので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

単位：円

遅延損害金	減免を決定する	年 度	期 別	料金の名称 (水道料金又は工業用水の料金)	水道料金の額又は工業用水の料金の額	減免申請額
条件						
備考	1 減免理由に該当しなくなった場合は、直ちに上下水道事業管理者に届け出てください。 2 減免決定後にその減免が不適当と認められる場合は、津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第7条第1項により当該減免の決定を取り消すことがあります。					

第3号様式（第6条関係）

遅延損害金減免不承認決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました遅延損害金の減免については、津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第2条各号に掲げる場合のいずれにも該当しないことから、次のとおり不承認の決定をしましたので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

単位：円

遅延損害金	減免を不承認とする	年度	期別	料金の名称 (水道料金又は工業用水の料金)	水道料金の額又は工業用水の料金の額	減免申請額
理由						

第 4 号様式（第 7 条関係）

遅延損害金減免承認決定取消通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付け 第 号で承認しました遅延損害金の減免については、津市水道料金及び工業用水道料金に係る遅延損害金減免取扱要綱第 7 条第 1 項第 号に該当することから、次のとおり取り消ししましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

取消決定額

理由